

■第6次長野県男女共同参画計画策定におけるDV防止・女性支援等

第1回専門ワーキンググループ

日時：令和7年5月20日（火） 13時30分～15時30分

場所：議会増築棟 第一特別会議室

1 開会

(事務局：長野県児童相談・養育支援室)

これより、「第6次長野県男女共同参画計画策定におけるDV防止・女性支援等第1回専門ワーキンググループ」を始めます。進行は、児童相談・養育支援室が行います。

なお、会議につきましては、個別事例や事案にまで発言が及ぶことも考慮いたしまして、非公開とさせていただきます。

本日の資料と個人情報を省いた会議録に関しましては、ご確認いただいた上で、後日県のホームページに公開しますので、ご了解いただきますようお願いいたします。

それでは、ワーキンググループ開催にあたりまして、酒井こども若者局長からご挨拶を申し上げます。

2 こども若者局長挨拶

長野県県民文化部、こども若者局長の酒井和幸と申します。開会にあたりまして、一言ご挨拶を述べさせていただきます。

本日はお忙しい中、第6次長野県男女共同参画計画策定におけるDV防止・女性支援等第1回専門ワーキンググループにご出席いただきまして誠にありがとうございます。また、日頃から本県のDV防止・女性支援、児童福祉行政の推進等にご理解・ご協力をいただいております。感謝を申し上げます。

配偶者からの暴力を含む様々な困難を抱える女性の支援につきましては、女性の福祉、人権の尊重、擁護、男女平等等の視点を明確にしました「困難な問題を抱える女性の支援に関する法律」が令和6年4月に施行され、本県では同法に基づく基本計画を令和6年3月に策定しており、支援調整会議の設置や民間支援団体との連携強化等に関係者皆様と協力し合いながら、取り組んでまいりました。

また、DV防止および被害者の支援に関しましては、令和3年度から今年度までを計画期間とする第5次長野県配偶者からの暴力の防止および被害者のための支援基本計画に基づきまして、相談、保護、普及啓発等に取り組んでまいりました。

このように女性支援につきましては、個別の計画を策定し施策を進めてまいりましたが、今後につきましては、現在議論検討が行われております次期の長野県男女共同参画計画と統合し、一体的に政策を推進し、DV防止・女性支援の取り組みをより効果的に進めてまいりたいと考えて

おります。

これらにつきましては、より専門的で個別な議論も必要となると考えられますので、これら分野に精通する、本日出席いただいております皆様方に本ワーキンググループにおいてご議論をお願いしたところです。

DV防止や困難を抱える女性支援につきましては、県民の皆様の幸せな生活の実現にとっても貴重な分野、重要な分野だと考えております。本日は専門の立場から忌憚のない意見をいただきまして、より良い計画策定に繋がりますようお願い申し上げまして冒頭の挨拶とさせていただきます。

本日はどうぞよろしくお願いいたします。

3 自己紹介

(事務局)

当ワーキンググループの構成員の方々をご紹介します。お名前をお呼び申し上げますので、その場にお立ちいただき、一言ご挨拶をいただければと存じます。

座長のお願いをあらかじめさせていただいております長野大学の萱津先生、よろしくお願いいたします。

(構成員5名及び県機関の出席者の自己紹介)

4 議事

(萱津座長)

それでは会議事項に入ります。

第1回の今回は事務局より女性支援事業の概況と現状、そして課題を中心に説明していただきます。資料1から5のところで、それぞれのご担当の説明をよろしくお願いいたします。

(事務局)

※資料1、2について説明

(山口構成員)

相談件数が増えている一方、一時保護など施設が使われているのが非常に少ないです。どうしてそうなっているのでしょうか。

(長野県女性相談支援センター)

傾向ですが、そもそも保護を求めてこないのが一つで、一時保護が減っております。女性自立支援施設も一時保護所から移行してくる支援対象者なので、一時保護が少ないと数は減ります。

今後の生活を考えた時に、居所・職場・学校等を変えてゼロスタートするというのを考えてい

人はあまり多くなく、出来れば今の場所で暴力から逃れて生活をしたいという考えの方が多くいらっしゃいます。本人の意向に沿うと、全く知らないところに転居して生活をゼロスタートすることはなかなか出来ない状況です。

(山口構成員)

それが問題だという認識はありますか。

(長野県女性相談支援センター)

警察署や女性相談支援センターからも危険だという話をしていますが、お子さんがいると学校を変えたくないなど子どもの意向もあり、課題はありますが、現地域での生活になっています。

(萱津座長)

今の一時保護所では携帯を使えないという状態ですか。

(長野県女性相談支援センター)

入所の主訴によって使っている方と使っていない方がいます。

(萱津座長)

加害者であるご主人などが場所を特定できないように使わないということですか。

(長野県女性相談支援センター)

DVが主訴で携帯を使っている方は、新規で契約をしてという条件で使えます。お金がないと変えられないので、課題はあります。

(事務局)

※資料3について説明

(山口構成員)

アウトリーチのデートDV防止啓発セミナーがとても少ないと感じます。アウェアは全国で230人ぐらいの人たちが年間3万人以上に向けて各地でやっております。長野でもアウェア関係者で活躍している人が4人います。長野県でも、県民で訓練を受けてプログラムを提供できる人をぜひ活用してほしいと思います。

また、市との連携も少ないですね。市町村へのヒアリングも投げかけたけど、すごく回答が少なかったんです。ある市の課長に、なぜヒアリングで答えなかったんですかと聞いたら、やっぱり県と市で上下意識があるんですね。県に対して何かリクエストはしにくいというか、上から降りてきたものはやるけれどもというようなことで、特に答えないというような反応でした。

だから、県と市がフラットになって連携するという意識がないんじゃないかなという気がして、そのあたりも課題じゃないかと思うんですが、いかがでしょうか。

あと困難を抱える女性の新法をちゃんとやっていくには本当に民間と連携しなきゃいけないですよ。

(宮下構成員)

前回の第5次の基本計画でいろいろ挙げられた内容について、こういう取り組みをしていただいたという説明をしていただきました。逆にこういう課題があるな、あるいはその第5次の計画に基づいてこういうことをやろうとしていたんだけど、まだきちんとできていないようなものがあれば、あるいは今後やろうと思っていることをやろうとしたけどできなかったことがあれば簡単で結構ですので、ご教示いただきたいです。

(事務局)

資料3については、女性支援基本計画の方の今取り組み状況についてご説明申し上げたところで重なる部分はありますが、資料の4がDVの第5次計画の方の取り組み状況となります。

DV防止基本計画のところで見えてきている課題についてですが、一つは新規目標として「DVの認知度」がございまして、こちらは100%という形で目標設定しているところ、現状86.3%というような形になっております。

昨年の女性支援基本計画の策定に関してご議論いただいた際も課題として指摘があったところですが、若い女性、特に10代後半から20代の方は、30代40代と比べると、割合としては少ないというところがございます。そういう方々に、どうやって相談の窓口を周知していくのかというところが大きな課題なのかなと考えているところです。

それから、山口構成員からご指摘がございましたけれども、市町村の体制というところで、市に関しましては19市全てに女性相談支援員の配置をしているところで、そういう面では一定の取り組みが進んできていると考えておるところです。また、新しい新法ができた中で町村にも努力義務ですが、配置ができるという形になっております。長野県の場合には小規模な市町村が多いので、全てが全てというような形にしにくいところがあるかと思いますが、そういう市町村への支援員の配置も含めて、市町村での体制作りや民間も含めた連携というところが、引き続き課題にはなっていると考えておるところです。

(人権・男女共同参画課)

先ほど山口構成員からご指摘いただいたのは、本日お配りした参考資料4にある男女共同参画計画に関して市町村に意見聴取を行ったが、回答数が少なかったことについてだと思っております。

我々も市町村も含めてどう巻き込んでいくかということは非常に重要なことだと考えております。一方で特に小規模な市町村ですと担当者が少なかったり、1人の担当者が男女共同参画だけ

ではなくて他の業務も所管しているという実態もございますので、次期計画ができた際は、その計画の趣旨などをできる限り市町村にもお伝えして、県としてもできることはやっていきたいと考えております。

もう一点、DVに関する支援研修の件でございますけれども、岡谷市にあります男女共同参画センターの方でもある程度DVに関する研修をやっております。先ほど件数が少ないというご指摘も頂戴いたしました。こちらもなかなかマンパワーの限界がございまして難しい面もありますが、先程児童相談・養育支援室からも若い世代のDVの認知度を高めることは非常に重要な課題だというお話もありましたので、いかに高校生の世代などの若い世代に周知していくかというのは、男女共同参画センターとも一緒に考えながら進めてまいりたいと思います。

(萱津座長)

DVに限らず、保健師や助産師が民間で教育に入ったりして、性被害だけでなく命を守るということについて、NPOを立ち上げたりっていう場もあります。そういう実際に命と向き合っている職種だったり、CAPも高校なんかに入っていることを考えると、民間団体等の掘り起こしとそれらとの連携はこれから大事なような気がします。

それがその後のアウトリーチにも繋がっていくと思いますので、その辺も含めて、民間団体等の掘り起こしはこれから大きな課題になってくるような気がします。

(山口構成員)

いろんな人を巻き込んで力になってもらうというのが重要だと思いますが、その際に重要なことはジェンダー平等が基本であるっていうことだと思います。

助産師さんや産婦人科医師で性教育で学校に出向いている人たちがいるようですけども、奇跡的に君たちは生まれたんだよ、だから大事にしようねっていうだけでは実は問題解決しません。DV防止、デートDV防止には社会構造に基づくジェンダー不平等の社会構造があって、子どもであってもジェンダーバイアスを学んでしまっている、そういうことに気づかないと加害をしてしまったり、被害に遭うということを子どもたちが自分事として受け止めるような投げかけというのは非常に大事になってきます。

ですから、いろんな方に関わって、全ての子どもたちが教育を受けるようにして欲しいですけども、その基本にはジェンダー平等の価値感・考えをちゃんと伝えられないと、本当の問題解決にはつながりにくいと考えます。

(出澤構成員)

私もかなり現場から離れているのでちょっと話が古いかもしれないんですが、いろんな職種が関わっていると思うんですが、その職種の中でどんな教育体制を作っているのかということを通整理してみてもいいんじゃないかと思います。

養護教諭の先生に、性教育してもらいましょうとかありますが、それをいつも子どもたちを見

ている先生がどのぐらいの認識を持っているんだろうとか。私は保健師ですが、同じ保健師の中でも、この分野は得意だけどこの分野は不得意みたいな人たちがいる中で、今私達が話題にしている現実についてどのぐらい認識しているかっていうと、私も女性相談支援センターや性暴力被害者支援センターで働いて初めて現実的なものとしてキャッチできたと思います。対象である女性もそうですけど、それを支えている職員の皆さんや教育者への教育や啓発というのにも必要なんじゃないかなというふうに思いました。

(山口構成員)

資料3の暴力を許さない社会作りの2番目の認知度についてです。

DVの認知度が85.4%で目標が100だとありますが、この85.4というのも、中身がちょっと問題かなと思います。DV防止法ができた2000年代初めの頃は、メディアでも殴ったり蹴ったりっていうのがDVだっていう報道を散々したんですよ。なので、体への暴力がDVだっていうことが定着してしまって、でも実はそうじゃないんだと。力での支配であり、体への暴力は暴力の一つだと。何もしなくても支配をしている加害者っていっぱいいるんですよ。顔つきをちょっときつくするだけでも相手に言うこと聞かせられるなんてところまで持っていく加害者もいます。

だから本当にDVっていうのが力と支配であり、社会の権力構造が個人的な関係の中に現れているということの理解まで多分いってないと思うんです。本当にDVとは何であるかっていう周知というのは、努力がこれからもまだ必要だと思います。

(事務局)

※資料4について説明

個人的な意見ですが、女性相談支援員が19市全てに配置され、県でも12名置いているんですが、ほとんどの方が非常勤の方々です。平均年数は4年にはなるんですけども、約25%の方が1年未満っていうところで、ちょっと定着度が低いかなというところが課題だと感じています。

(山口構成員)

先程の事務局からの話は、私も本当に重要な課題だと思っています。

それこそ困難を抱えた女性の自立支援をする支援員が自立できない、経済的に自立できないような働き方になってしまっている。官製ワーキングプアと呼ばれています。

長野だけでなく全国的になんですが、ちゃんと研修も十分受けていただいて、経験も積んでもらいたい、そのためにも非常勤ではなくて、何とか正規で雇用して、人を増やせないかと思えます。

(宮下構成員)

第5次DV防止計画のときも、委員から同じような意見が出たと記憶しています。それからりんどう（ハートながの）の支援員さんなんかについても、会計年度職員の給与だと説明していた

だくんですけれども、会計年度職員さんって結構大変だと思うんですね。やはりこれは専門的な知識と経験に基づく専門職にお願いすべきことですから、行政で行う場合に、予算が大変だというのは理解はできるんですけれども、何とか頑張ってくださいたいです。専門的な知識経験を有する方が継続的に良い対応を行うためには、やはり正規職員か、あるいは正規じゃないとしても会計年度職員と同じ報酬というのでは、現実的にきちんとした人に来ていただいて、充実した活動をしていただくというのは無理だと考えます。

一方で、もちろん予算措置を講ずるのが大変だってことは理解はしているんですけれども、必要なところですので、何とか頑張ってくださいたいという方向性でいけたらいいのかなと考えてます。

(事務局)

※資料5について説明

(萱津座長)

資料5の空いているところを重点的に実際の課題や取り組みについてご意見をいただきながら、資料4までのところを加えた上で、まとめていければと思います。資料5を中心に審議会の方で諮っていくということになりますので、それぞれにできれば大項目15分から20分の中で議論していただければと思います。

(山口構成員)

東京都の国立市で市長直下の室を作って、そこでこのような取り組み全般をやっているっていうのは皆さんご存知でしょうか。

ぜひ視察に行ってくださいたいんですが、各省庁の上に女性支援やDV防止をやる室を作って、全部を統括して、全部に指示を下ろすそうです。だから室長が声を掛けると25人くらい集まるというんです。そのくらい特別なものを作らないと、なかなか進まないんじゃないかと思います。県でそういうことをやっているところはありません。ですからぜひ長野には先進県として、やっていただければと思います。そうすると広報周知も、そこが一声かければやっていけるんじゃないかと思います。

また、「今後の取組」の最初の●に子どもたちにジェンダー平等教育を行うことが重要であると書いてあります。これは私が審議会で発言したことなんですが、台湾って日本よりもDV対策がずっと進んでいます。三つの法律を作ってその法律に基づいて、学校が教育をしなければいけないことになっています。

まず、DV防止教育法に基づいてDV防止の教育を各学校で年間4時間ぐらいやらなきゃいけない。次に、性暴力防止教育法があって、やはり年間4時間ぐらいやることになっています。三つ目にジェンダー平等教育法という法律があって、その法に基づいて全国の小中高大まで毎学期4時間ジェンダー平等について、子どもたちに教えなきゃいけない。

国がそんなことをやるとは残念ながらとても思えない。でも、県レベルで私はやれると思います。ですから台湾に見習って、長野県がやってみるっていうのはどうでしょう。

(萱津座長)

事務局で何か補足はありますか。

(事務局)

資料の作りとしては、左側がそれぞれ今現状の女性支援基本計画、第5次DV防止計画の取り組み項目として掲げてあるものを整理しております。

資料3と資料4ということでご説明を申し上げた重点目標や取り組みを記載しております。そういった中、直近で策定をいたしました女性支援の基本計画の方に合わせまして、大項目を四つということで大きく分けております。「課題」と「今後の取組」に記載の内容に関しましては、これまでの男女共同参画審議会や市町村関係団体に対し、審議会の事務局である人権・男女共同参画課の方で実施した意見聴取に対する回答の中からいくつか抜粋をして関連するところに掲載しております。これらをご参考にしていただきながら、それぞれの項目に関して本日は課題やその課題等に合わせて今後必要な取り組みということで、ご発言いただければありがたいと思います。

(宮下構成員)

広報についてですが、広報っていうのはどういうことを広報していくかっていう内容の問題と、どういう手段で広報するかっていう方法の問題があると思います。内容の問題につきましては、この一番目の大項目だけではなくて、今後この他の大項目の中も詰めていった上で、ということになるかと思えます。

方法については、どういうことを広報の主にしていくかということによってまた変わってくると思うんですけども、困難な問題を抱える女性支援に関する基本計画の課題として、相談窓口支援等を利用しない、または躊躇する女性への相談の充実っていうことになると、これはどちらかというと対象が大人ですよね。デートDVとかっていうと中学生以上ぐらいからかなと思うんですが、それに対してDV防止基本計画の方ですと、DV防止に係る普及啓発ということですから、これはもう子どもの時代からの教育が必要となってくると思います。広報としてもその一つの方法や一つの広報活動だけではなくて、やっぱりいくつかその対象や内容によって、分けてそれぞれ中身を充実したものにしていく必要があるのかなと思いました。

また、課題のところの下から2番目の■のところは、教育機関における人権教育・男女尊重意識を高める教育、これはまさに子どものときから行うべきものだと思います。それに対して、その下にある困難な問題を抱える女性への支援に関する広報周知先として、県内の高校や短大等って書いてあるんですが、やっぱり小中だと市立なので、そこにはなかなか行きにくいところもあるということですか。

(事務局)

特に私立だからこういったものが、県立と比べて難しい非常に難しくなるとかそういうことはないと思います。

(宮下構成員)

小中レベルでもということですかね。

(事務局)

このご意見自体は、困難な問題を抱える女性の支援という形での想定で書かれていると思います。

(宮下構成員)

今後の取り組みとして考えていくといった場合に、高校だと県立高校とか多いので比較的良い教育体制をとりやすいのかなと思うんですけども、長野市立の中学とか小学校とかでそういう広報活動をしていくのってというのは、具体的には難しいんでしょうか。

(事務局)

例えば、県教育委員会に依頼をして、市町村の教育委員会にもご協力をお願いするという形で市町村立であれば一段階ありますが、そこで難易度が違うかっていうと決してそういうことではないと思います。必要なことについては、必要な施策を、例えば学校であれば教育委員会等にも協力を依頼しながらやっていくということにはなるかと思います。

(宮下構成員)

はい、わかりました。ありがとうございます。

(萱津座長)

関連して、ぜひ中学からやっていただきたいと思います。

この間、16歳で子どもを出産したけどどうしていいかわからなくて遺棄してしまったっていう子は、中学出てすぐくらいです。中学から教育委員会と連携して、いじめひきこもりだけではなくて、きちんと命の大切さについて、または包括的性教育の実施や暴力禁止も含めて、授業や特別講演会等を組んでいただくことは大事かなと思います。中学1年生の早い時期からやっても遅くはないと思いますがいかがでしょうか。

(山口構成員)

中学ではもう遅いと思います。ぜひ小学校から。アウェアでは小学生プログラムを作っております。小学校高学年でやるんですけど、実はもう1年から、あるいは保育園・幼稚園でや

る必要があるかもしれません。

やってみると、いや親からだ保育園の保育士からだとなるかもしれません。だからどの年代でもやるという対策が必要になるかなと思います。

(出澤構成員)

先ほどの話題で新聞をもう1回見たんですけど、やっぱりあれは子どもさんの問題もちろん大事なんですけど、どういうところで育ったのか、どういう育ちをしてるのかなってことがまず私は関心を持ちました。今、先生おっしゃるように、小学校だなんだとかっていう問題ではなくて、どこでも切り口があるっていうふうに思えることだなと思いますね。そこで多分、家庭の状況によって、抑圧された子どもが、言いたいことを言えない家庭だったのかなとかいろんなことを考えてみると、小中学生だから、高校生だからという問題ではないと思います。

それぞれの段階でそれぞれの工夫した対策を取らなきゃいけないことではないかなというふうには思うんですが、なかなか行政でやるというのが難しいのはよくわかっていて、お話ししているつもりなんですけど。

(宮下構成員)

今出澤さんがおっしゃった通りだと思うんです。

だからこそ広報ということなんですけど、若年で出産をした女性に、お父さんやお母さんに早く相談しなかったのかということをよく言う人がいるんですが、早くじゃなくてそもそも相談の対象じゃないんですね。そういう時にこういう相談場所があるんだよ、こういう支援場所があるんだよということを小学校や中学校で広報していただくっていうのは非常に必要なことかなと思います。

前にりんどう（ハートながの）のポスターを小学校や中学校に貼って欲しいと言ったら、学校からふざけんなと、うちの学校でそんなことあるわけじゃないかという意見があったようなんですが、今は貼ってあるって言いますよね。

困った時にどんな窓口があるかという広報をお願いしたい。もしかしたら学校レベルで抵抗のある所もあるかもしれないんですけど、そんなのはちょっと抵抗すればすぐ変わることだと思いますし、やっぱり子どもたちに、逃げ場所はここですよ、相談場所はここですよということを知らせてあげるといのは、広報で一番重点的に考えていただきたいところだと思います。

(山口構成員)

広報をする時にこれまで社会ではその被害を受ける、主に女性たち向けの情報発信がすごく多かったんです。様々な市民団体も全国でカードをいろいろ作って、それをデパートの女性のトイレに置いたりしています。

学校で配ったり女性センターに置いたりしていますが、私は加害者を作らないということにシフトすることが大事だと思ってるんです。

男性だけでなく、女性でもDVする人もいますが、男性優位の社会構造ではやっぱり男性がDV加害者予備群になってしまっているんです。その人たちが自分で気がついて、DVをする人にならないようにという情報もとても大事だと思うんですよ。アウェアの関係では、広島県のNPO団体が助成金を受けて男性向けのカードを作っています。私が監修しています。例えばコンビニの男性トイレに貼ったり、デパートや学校の男子トイレに置いたりという広報の仕方もぜひ考えて取り組んでいただきたいなと思います。ご参考までに差し上げますのでどうぞ皆さん回してください。(男性向けDV防止カード配布)

一方、女性から男性へのDVに関する意識が薄いという課題もあります。男性が被害を受けている場合、ここに相談できますよという情報を載せたらいいんじゃないかと思います。

(萱津座長)

大項目の1についても意見が出ていますが、一つだけ相談支援体制の質の向上で、女性相談支援に対する傾聴スキル等の研修強化とありますが、支援する側のケアも必要だと思います。相談を受けていることで女性相談員が傷ついていくこともあるので、ぜひ女性相談員のジレンマや抱えている問題について、守秘義務を徹底した中で女性相談員同士が語り合える場も大事だと思います。

児童虐待・DV ホットライン事業の中でも相談を電話で受けているだけでも相談員が怒鳴られたり怒られたり罵倒されたりがあります。自分の対応が悪かったのかという疑問を感じて傷ついたりしますので、女性相談支援員に長く働いていただくためにも、支援する側のケアというの、相談支援の質の向上の中の一項目として入れていただけたらと思います。

では、時間が押してきていますので、二番目の一時保護体制の充実の課題と取り組みがなかなか出ていませんが、皆さんがお持ちの部分があると思いますので、ぜひここについてもご意見をいただけたらと思います。

日頃ご支援をしている竹内さん、課題など一時保護や実際の現場の中で感じていらっしゃるものがあればお願いします。

(竹内構成員)

この現場の経験の中で今感じていることになりましたが、以前と比べて一時保護を希望される方が少ないなということは感じているところです。その一つの要因としては、やはり利用者も特別保護を求めないっていうところで、なぜ求めないのかという課題ではないかと、先ほどもありました。

今の保護される側の方々に対して保護の内容によって柔軟に対応していくということが課題になってくるのかなと思います。

そこには難しさがあったり、委託事業ではありますが、なかなか連絡ができないということもありまして、その辺のところを女性が躊躇せず保護を求められるのか、そういうことも含めて考えて行かなければいけないのかなと思います。

(山口構成員)

保護施設自体が被害者にとって使いにくいものになっているんじゃないかと思うんです。ですから、使いやすいものにするというのも大事ですが、実はDVに特化して言いますと、被害者って家を出たいわけじゃないんです。家にいたいんですよ。

だから、一時保護の先がとても窮屈で入りたくないと思えば戻っちゃうんです。

アメリカでは平均7回か8回出てまた戻りを繰り返した上でやっと決断がつくとよく言われています。彼女たちの多くが何を求めているかという、やっぱりDVする人によって変わって欲しいということなんです。

ところが、日本のDV防止法の立て付けは、被害者が保護命令を申請して、退去命令か接近禁止命令が出されて、国の法律の保護下に入った被害女性に対して、加害者が接近してきた時初めて逮捕または罰金なんです。

だから結局、女性が家を出なければ支援できませんよという立て付けなんです。でも多くの被害者がそうではなくて、家にいながら何とか彼が少しでも安心安全な人になるように社会からのサポートが欲しいと望んでいます。

そこで何が必要かという、次の裏面に加害者プログラムというのが出てくるんですが、これなんです。内閣府からも地方自治体の責務だということが出されました。加害者プログラムをやるときにはこういうことに気をつけて実施しなさいというガイドラインも出ました。東京都は始めてもう3年目です。長野はまだまだこれからですよ。ぜひ加害者にアプローチする、被害者が求めていることに対応する施策を考えていただきたいなと思っています。

(宮下構成員)

山口さんからありましたご意見の加害者プログラムが必要だということについてはそうだと思うんですが、例えば保護命令とか出してもあんまり効果がない場合ってというのが結構ありまして、本当に危ないストーカーみたいな人やDVも著しい暴力を行う人というのは命令が出たって関係なく行っちゃうんですよ。そうすると、もちろん加害者プログラムで改善していくのは必要なんだから時間がかかるので、とりあえず迅速に保護してあげることが必要だと思います。県レベルでいうと県営住宅なんか保護する一時的な場所としてあるかと思うんですが、女性の方から保護を求めた場合にどれくらい時間がかかってそこに入居できるのかということと、あと入居している期間に制限があるかないか、あるとしたらどれくらいなのかというのをちょっと教えていただきたいです。

(長野県女性相談支援センター)

女性相談支援センターで県営住宅にお願いする場合は目的外使用といって、DVまたは配偶者以外の人から受けたDVを受けた方を対象に、空いている場合だけにはなりますが、大体2週間ぐらいで入れるように支援しています。今年の1月の方は1週間程度で入居することができました。

県営住宅に入る場合は、被害を受けている地域ではないところを探すので、どうしても離れている場所になります。空きがあるかないか、空きがあれば見学に行って本人たちが希望すれば入れます。整備されていない住宅だと補修など時間がかかってしまうので、1ヶ月くらいを要します。問題は、皆さんお金がない方も多く、家電や生活する日用品が全くないため物品準備に時間がかかります。入居先は1週間から2週間でご案内できています。入居期間の制限はなく、離婚後は母子世帯として若干家賃が安くなります。

(出澤構成員)

避難された方で自分から戻ってしまうという方も結構多かったりした記憶があるんですけど、そういう傾向みたいなのはどんな現状ですか。

(長野県女性相談支援センター)

戻る方はいます。

(出澤構成員)

せっかくセッティングして日用品を集めてもですか。

(長野県女性相談支援センター)

1ヶ月で戻った人もいますし、母子生活支援施設をわざわざ県外まで探していっても、すぐに戻ってきた人もいます。

(出澤構成員)

その相手のところに戻ってしまう。だから難しいんですよね。

(長野県女性相談支援センター)

3回の調停を終えて、次は離婚成立となった時点で夫の元に戻った人もいます。

(出澤構成員)

そのメンタリティをどう支えるか、どう継続させてサポートするかというところも一つの課題にはなってくるんだろうなと思います。

(山口構成員)

資料2のスライド11で、女性相談支援センターの一時保護が最近ずいぶん減ってますよね。これはなぜでしょう。

(長野県女性相談支援センター)

保護を求めないというところですか。夫と離れてしまうと、どこにいたんだと追跡されてしまうリスクもあり、自費でホテル泊を希望する人が増えました。また、民間支援団体も増え、行政の支援を求めない傾向も見受けられます。特に、子どもがいる方は、ホテルに宿泊して、学校に通わせたいという希望が強く、一時保護所利用には至らないケースがあり、支援の難しさを感じています。

(山口構成員)

過去は結構ありますが、これが今すごく減ってるじゃないですか。

(長野県女性相談支援センター)

一番の理由は希望されないということですね。

(山口構成員)

過去は希望したということですか。

(長野県女性相談支援センター)

以前は希望する人が多かったそうです。お金もないし保護してほしいという方が多かったようです。

(出澤構成員)

経済的なものがずいぶん大きく作用するんですか。今の人の方が経済的には良いですか。

(長野県女性相談支援センター)

警察に保護事業をしてもらえるようになったことも減少した理由の一つだと考えます。警察署へ緊急に逃げ込んだ場合は警察署でホテル泊を提供してもらえます。ホテルで2、3泊して、やっぱり夫のところに戻るという結論を出した人もいます。他には、5日間の緊急避難事業という県独自の事業があるからだと考えます。少し気持ちを落ち着けて距離を置いて考える時間があることによって、一時保護が減ったのではないかと考えます。

(山口構成員)

選択肢が増えたから、一時保護が減ったというふうに考えていいことですね。ありがとうございました。

(萱津座長)

県営住宅だけではなく、県社協がやっている「まいさぼ」を通すと、長野市や松本市でも身元保証人や連帯保証人がいなくても入居が出来たり、上田市の場合は原則1人必要となっています。

それから民間の一時避難の場所も増えており、以前よりは情報が得られれば選択肢があるということはありますね。情報にたどり着くことがまずは大事かなと思います。一時保護充実強化のところはできるだけ民間の情報も発信ができるようにしてとは思いますが。

ではちょっと裏面の自立支援のところにいきまして、4番目5番目について協議してもし2番目の一時保護体制の強化について、ご意見あればまたお聞きしたいと思います。

自立支援の充実強化については、課題も書かれていますが、今後の取り組みとしてこんな取り組みがあればいいなという提案があればぜひ出していただければと思います。

(山口構成員)

課題のところにトラウマインフォームドケアの研修とありますが、私もアウェアの活動を通してDV被害者の声はいっぱい聞いてるんですけども、本当に生きる力や判断する力、考える力を奪われてしまっているんです。

まずは専門的なトラウマから脱却をするためのケア、それも本当に専門的な効果のあるものを受ける必要があり、そういうのを受けると本当に元気になって、考えて決めて動く力がつくというのを聞いてます。

ですので、必ずそういうところに繋げて、力を取り戻すということを第一に考えていただきたいなと思います。

(出澤構成員)

カウンセラーか心理職ですか。

(山口構成員)

長野県にもとてもいいところがあると聞きました。(長野トラウマケアセンター)

(竹内構成員)

私も支援する中でトラウマインフォームドケアというところは大事だと思っています。現場の中でもどこに繋げていったらいいのか情報の少なさを感じています。まずは精神科医に受診をするというところで止まっており、情報が分かるといいなと。

(出澤構成員)

私は精神科医の方と結構顔が通じている方だとは思いますが。この件に関して、ケアしていただける先生がいるかなと考えた時「・・・」という感じです。

(萱津座長)

自立支援については、生活困窮者の自立支援事業になっている各都道府県の、長野県では「まいさぼ」にうまく繋がると、そこから居住支援や就労支援に繋げていくという流れがあります。

「まいさぽ」も各市町村の社協の力量によって違いが出てしまいます。「まいさぽ」の相談支援員さんの研修ももしかしたら必要になるかなと思います。頑張って動いているところと、動きがゆっくりなところというのがありますので、社協の「まいさぽ」の支援員についても女性相談支援員だけではなくて、困難を抱える女性に関わる人たちのためのいろんな研修があるといいと思います。そこから、ネットワークも繋がってくるのではないかなと思います。

(宮下構成員)

自立支援の強化における重点目標「子どもへの支援」ということで、子どもの心のケアの充実と区域外入所、就学等の支援が非常に重要だと思います。

先ほどの一時保護施設への入所を拒む方がいらっしゃるというお話がありましたが、これも小学生中学生ぐらいまでのお子さんがあると、やっぱり学校に行くということを非常にお母さんたちは考えてしまうんですね。ただ、子どもを今行ってる学校に通わせていけば当然そこに配偶者が来たり、あるいは迎えに来て連れてっちゃったりという問題があるんですよ。

一時的にでも子どもを置いて自分だけ避難しようとするとうなるかっていうと、離婚協議が進んでる時だと100%親権を取られてしまいます。親権ってほとんどの場合お母さんが取れるんです。それは離婚の原因がお母さんにあってもそうなんです、それはどうしてかという、ほとんどの場合女性は子どもを連れて逃げるんです。離婚になると、今はお父さんたちも子どもに非常にコミットしてる方が多いので子どもの取り合いって、昔と違って非常に激しいんですよ。ここがポイントになって離婚が成立しないということが多いんですが、そのときに裁判所がどういう判断をするかという、離婚に子どもたちが巻き込まれているからこれ以上子どもを犠牲にしたくない、つまり現状維持だと。要するに今子どもと一緒にいないと、親権が取れないんです。一緒にいる人が子どもに虐待しているとかそういうことがあれば別ですけども、たとえ父親の不倫が原因で、お母さんが家を出ていても、子どもを置いて出ていったら親権は父親に取られちゃうんですよ。そういうことをお母さんたちの中で知ってる方も多いですし、我々に相談に来るとすぐ伝えます。

それから、やっぱり心情的に子どもと離れたくないということで、子どもを連れて出たいということになると子どもの学校をどうするかという問題が出ますので、やっぱり区域外への入所や就学など住民票の異動を伴わないでできると非常にいいのかなと思います。迅速さということもあるんですが、住所をうつしたら、相手にどこに行くかばれちゃいますからね。

だから、子どもへの支援や区域外の保育園や幼稚園の入所、学校の就学の確保というのは、自立の支援には非常に重要になってくるポイントだと思います。

(山口構成員)

宮下さんがおっしゃったことに関連して、今後、新たな困難を抱えた女性が増えそうな気がします。それは離婚後の共同親権です。

あるいは親権を取り戻そうと遡って訴えることもできますよね。最近ちょっと出始めたのが自

分が加害者で、親権は元妻が持っているが、やはり遡って親権をよこせという訴えを起こしたくて、加害者プログラムを受けようとアプローチしてくる人です。それこそ私から言わせれば悪用なんですけど。

だから共同親権によって今後大変な目に遭う女性がたくさん出てくると思います。そういう人たちへの対応というのにも必要になってくると思います。

(宮下構成員)

共同親権については、あまり何も変わらないと思うんですよ。共同親権を訴えてる男性たちは面会交流できないからとか言うんですが、暴力を振るうような父親に会わせたくないという母親が会わせない、と。共同親権があるから会わせろと言ったって、現実問題、当事者間で話し合いをして時間を決めて連れてきてっていうことに応じないじゃないですか。だから、実は女性たちが危惧しているほど効果があるものではないと思います。

実態をきちんとカバーしてあげれば、その共同親権だということによって、要するに親権者であるということは、親と子の問題で夫婦とは関係ないですよ。親権がなくても親子は親子なんです。それが、何か重要なことを決める時には、父親の側も決める権利はありますよということなんですけど、実際一緒に生活していなければどうやって決めるのということですし、枠組みとして納得しやすいようなものを作ったと思うんです。そこを過度に防御しようと考えなくても実態をきちんとやっていけば、問題ないと思います。

(山口構成員)

そうだといひんですけど。ただ、実態は結局調停員や裁判官がDV認定をできないんですよ。これはDVを原因とする離婚であると認めてくれる裁判官が少ないんです。面会交流を許可してしまうんです。

そのため、被害者たちがとっても苦しめられています。なので、せっかく離婚できても、面会交流で子どもも会いたがってないのに会わせなきゃいけないということで、離婚した後も支配され続けてしまいます。被害を受け続ける被害者というのはたくさんいると思います。

(宮下構成員)

面会交流について調停や協議離婚でも必ず決めなければいけないんですが、面会交流していない人はかなり大勢いますからね。

そこは共同親権になったからっていうよりも、どういうコンタクトを向こうも取ってくるかということがポイントになってくるということではないのかなと。

今、親権がない人も面会している人はいますから、女性に近づいてくる一つの口実になりかねないというのはあると思うんですけど、だからといって親権者だからといって母親に無理やり合わせるという話にはならないと思います。ただ、やっぱりそれは個人では防ぎにくいと思うので言われてしまったら、それを周りが守ってあげる体制作りというのは必要だと思います。

(山口構成員)

それがとても大事ですがそれが今弱いので、支援者や被害者たちが非常に恐れています。

(萱津座長)

支援のための体制作りの4項目、その他5項目についてもご意見があったらぜひお願いします。

(山口構成員)

一番右側の●ですが、児童虐待防止法ではDVは虐待なので、児童相談所で子どもへの影響を中心にした加害者プログラムを実施すべき書いてありますが、これは私が言った意見になります。

私が代表を務める一般社団法人アウェアは東京都江戸川区から、3年前くらいに委託されました。まずは『ストップ面前DV』という20分ほどの動画を作りました。その翌年には委託され、ファシリテーターが児童相談所に行って、父親グループと母親グループに分かれて、両方でDV加害者プログラムを実施しました。

お父さんからDV被害を受けているお母さんでも、子どもから見たら、虐待している加害者になってしまいますよね。だから、児童相談所はどちらも加害者と見るわけです。ですからこちらでもそれを受けて両方やりました。

中身はDVが子どもに与える影響を中心にした、加害者プログラムでした。父親グループはほとんどがDVやった人ですから、子どもには直接的に虐待している、していないの差はあるけれども、DV加害者プログラムをやりました。母親グループでは被害女性プログラムをやったという感じです。

実際にはDV被害者向けの支援プログラムをやったということです。これは県でもやろうと思えば、今の法律でできるはずですよ。

(萱津座長)

最近では外国籍の方もだいぶ県内に住んでいることから、外国籍の方に対しても適用になる計画という理解で良いでしょうか。

(事務局)

現状の計画につきましても、国籍は問わず対象になります。

ご議論を踏まえて2点だけお話しさせていただければと思います。

一つ目は、先ほど山口構成員から国立市の話やデートDVに関する教育など幅広く包括的な教育教育や啓発についてのご議論がありました。子ども時代から社会構造の中でいわゆるジェンダーバイアスみたいなものが染み込んで、意識しない中でも差別や支配的な対応をしてしまうようなことがあるということです。今回、男女共同参画計画とDV防止・困難女性の計画を一体的にするところでも、DVや困難女性の個別的な施策と全体的な施策を一体的にやることで効果があ

るのではないかという議論がございます。今日のご議論の中でどう全体としてカバーしていくのかということについて様々なやり方があると思いますので、全てDV防止や女性支援に該当する部分で賄うところということは難しいかもしれませんが、今日のご議論を参考にさせていただければと思っております。

二つ目は、宮下構成員や出澤構成員、萱津座長からお話のありました支援の質を上げるというところの部分です。相談員さんの雇用形態や待遇について議論がありました。こちらとしても、女性相談支援員の場合には会計年度任用職員がほとんどでございますけれども、全体的な女性相談支援員さんだけではなく、他の会計年度の方も含めて議論があります。そういったことも踏まえる必要があるという点と、相談件数の部分で、長野県内の場合には広く各地に相談員さんが点在されてますので、一人当たりの相談件数のボリュームも含めて検討していくことになるのかなと考えておるところです。一方で、相談員のバーンアウトや二次被害も含め、二次的なケアやサポートはしっかりしていかなければいけないというところではあります。

女性相談支援センターで定期的に事例検討会を開いており、相談員の自由に集まれる機会を定期的にもってそこで相談や助言をしたり、相談員同士で語り合ってもらった場合は、前回の女性支援基本計画策定でのご議論を踏まえての取り組みとして現在行っているところですのでご紹介させていただければと思います。

(萱津座長)

本日の審議は一括りにして、言い足りないことがありましたら、事務局の方へご連絡いただくということで、よろしいでしょうか。

よろしければ残りの時間は事務局へ進行をお返ししたいと思います。ありがとうございました。なかなか不慣れで潤沢な進行ができなかったもので申し訳ありませんでした。

(事務局)

座長および構成員の皆様、議事の進行またご議論ありがとうございました。

今座長からお話がありました追加のご意見等については、5月26日月曜日までに特に形式等のご自由にしていただき結構ですので、当室の電子メールに担当者あてお寄せいただければと思います。

本日頂戴したご意見に関しましては、改めて事務局で整理をさせていただきます。皆様にも一度お目通しをいただいた上で、次回6月に予定をされている男女共同参画審議会にて座長の萱津座長からご報告いただきたいと思っておりますのでご承知おきください。第2回のワーキンググループですが、日程調整にご協力をいただきまして、日程が決まりましたら事務局からご連絡を改めて申し上げます。

本日は非常に熱心、また活発にご議論をいただきまして誠にありがとうございました。以上をもちまして第1回ワーキンググループを閉会といたします。